

横浜市景観ビジョン

平成18年12月

横浜市

<目 次>

第1章 景観ビジョンについて ～横浜の景観をもっと良くしていきたい～	1
1 景観ビジョンとは ～景観づくりの羅針盤です～	1
2 策定の背景	1
3 「景観」の示す範囲	2
4 景観形成の意義	2
5 市民、事業者、行政の役割	2
6 景観ビジョンの内容	3
第2章 前提となる基本条件 ～横浜は多様な地域から成り立っています～	4
1 景観をめぐる市民意識	4
2 景観を考える手がかり	6
(1) 地形と歴史 ～地形と歴史から景観資源を見いだす～	6
(2) 都市機能の現況 ～人々の暮らしや活動が景観をつくれます～	8
(3) 計画上の位置づけ ～将来の目標像による景観形成の可能性～	9
(4) 横浜の景観を考える地域分類	10
3 景観をめぐる制度	11
第3章 景観形成の方向性 ～これからの景観づくりは市民を主役として地域ごとに取り組みます～	12
1 景観形成に取り組む姿勢	12
2 テーマごとの景観形成の方向性	12
3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性	14
(1) 地区ごとの個性を生かした景観魅力づくり	14
(2) 横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区	16
(3) 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区	18
(4) 横浜の顔となる地区	19
第4章 景観形成に関する行政の主な取組 ～当面5か年で、ここから取り組みます～	21
1 規制・誘導	21
2 景観形成に関する事業の実施と調整	22
3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成	22
巻末資料1：「(仮称)横浜市景観ビジョン検討会」による16の着眼	25
巻末資料2：横浜市景観制度と景観ビジョン	27
巻末資料3：「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯	28
巻末資料4：横浜市都市美対策審議会、(仮称)横浜市景観ビジョン検討会名簿	29

第1章 景観ビジョンについて

—横浜の景観をもっと良くしていきたい—

1 景観ビジョンとは ～景観づくりの羅針盤です～

「横浜市景観ビジョン」は、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示すものです。この景観ビジョンでは、良好な景観をつくることが、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野などを含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、私たち（市民・事業者・行政など）皆で共有することを目的とします。また、協働して景観づくりに取り組むための契機となることを目指します。

横浜市は面積・人口ともたいへん規模が大きく、地域によって景観の特徴やまちづくりの課題などが異なります。また、景観づくりにおいては、今ある景観の特徴を生かしていくことに加えて、新しく街の個性となる景観を創り出すことも重要だと考えています。そのため、この景観ビジョンでは、具体的に目指す景観像は、それぞれの地域で考えていくものとし、地域ごとの景観づくりにおいて考慮すべきことがらを「景観形成の方向性」として示しています。

私たちが地域で取り組む景観形成や、横浜の顔となる場所における景観形成は、将来的には横浜の価値を高める大きな財産となり、私たちへ還元されます。

この景観ビジョンを活用して、身近な場所から景観形成をはじめましょう。

2 策定の背景

横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきました。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺などを生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。

また、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壌もできてきました。いわば「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。

横浜市は、平成21年に開港150周年を迎えます。その時をひとつの節目としながら、横浜市基本構想（長期ビジョン）や中期計画を踏まえ、景観法及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」等の景観制度を活用することで、より魅力ある景観形成を推進していきたいと考えています。

こうした状況を背景として、横浜市では、市民、事業者、行政が共有する景観形成の方向性を示す「景観ビジョン」を策定することとしました。

3 「景観」の示す範囲

景観ビジョンの検討にあたり、市民の皆さんから景観についての御意見をうかがったところ、多くの方々が身近な生活空間等を掃除するなどきれいにすることから景観のことを考えていることが分かりました。

そのため、このビジョンでは「景観」とは、土地の持つ地形や歴史などの固有性に、暮らしや産業といった営みや、住む人、活動する人の意識が働きかけて、目に見える形として表れたもの全てを示すこととしました。

4 景観形成の意義

横浜らしい景観は、「市民力」「創造力」が発揮された証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっています。良好な景観をつくることには次のような意義があります。

(1) 市民生活の質を高めます。

生活空間における良好な景観は、暮らす人の心に安らぎと潤いをもたらすとともに、自分の街を誇りに思う気持ちを育み、日々の暮らしを生き生きとさせます。良好な景観をつくることは、心地良い五感への刺激となり、気持ちを快く満たし、都市における生活の質を高めます。

(2) 都市に新たな活力を創出します。

個性あふれる景観は、そこで活動する人の創造力を刺激するとともに、新たな人や活動を招き入れます。また、賑わいや懐かしさを感じさせる景観は、街を訪れる人を温かくもてなします。

良好な景観をつくることは、文化芸術活動の誘発、観光や企業誘致などの経済・産業面などで更なる活力を生み出す原動力となります。

(3) 都市コミュニティを育みます。

良好な景観をつくる過程では、多種多様な担い手が関わります。景観づくりの目標の検討や街のルールづくりなどを通じて関係者同士のつながりが強まります。

目標とする景観を実現するためには長い年月が必要であり、持続的な活動が求められます。このような活動を通して、地域社会全体を自主的に運営する主体が創られるきっかけともなり得ます。

結果として、人と人とのつながりを大切にしたコミュニティが生まれ、市民が安心して暮らすことのできる将来のまちづくりに貢献します。

5 市民、事業者、行政の役割

様々な地域の特徴を反映した景観づくりを展開していくためには、魅力的な景観や街並みは市民全体の財産だという認識を共有することが重要です。

その上で、個々の建築や開発をはじめとした様々な行為が地域のルールを尊重することにより、良好な景観は形成されていきます。

すなわち、個人の建物等も景観を構成する一要素であるという公共性、社会性を有すること、その集合としての景観はみんなで支え合うことによってのみ良好に保ち、築いていけることを市民・事業者・行政の共通理解とする必要があります。

さらに、市民自らが主体となって景観創造に取り組むことにより、各地域の多様な景

観を一層魅力的なものにすることが可能となります。

行政は、自ら行う事業において良好な景観の形成が図られるように努めるとともに、必要な規制・誘導や、市民・事業者が主体となった活動にも協働した取組を行っていきます。

6 景観ビジョンの内容

景観ビジョンは、景観形成の目標を検討する際の方向性を示すものとして策定しました。地域の景観の特性や資源を考慮したまちづくりを進めていく際の手がかりとなります。また、横浜市が行う景観に関する施策もここに示されている方向性に沿って展開していきます。

景観ビジョンの内容

第2章	横浜の景観についての市民意見を紹介しつつ、良好な景観形成に向けた資源や仕組みについて紹介しています。
第3章	市民・事業者・行政で共有すべき、長期的な景観形成の方向性を示しています。
第4章	行政が行政施策として当面5年程度で取り組むべき内容を示しています。

第2章 前提となる基本条件

—横浜は多様な地域から成り立っています—

1 景観をめぐる市民意識

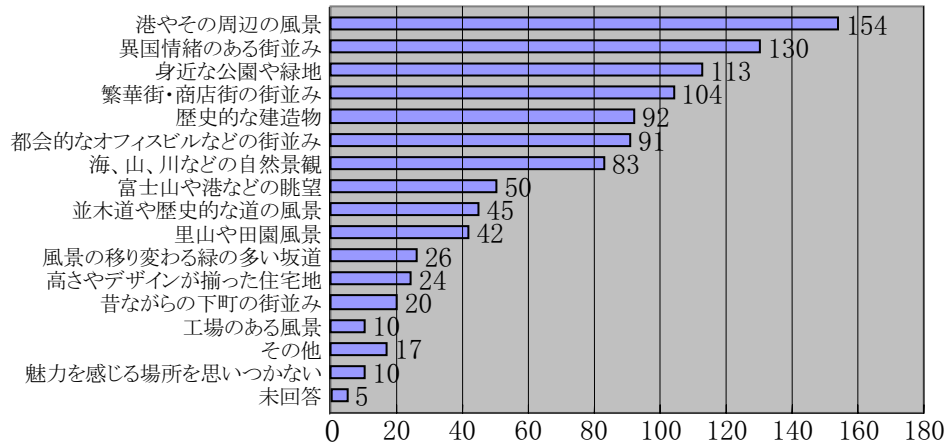
市民は横浜の景観をどう捉えているのか、市民アンケート「横浜の景観に関する意識調査」を実施しました。

調査対象	… 横浜市民 1,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
調査形式	… 無記名式アンケート（郵送により配布・回収）
実施時期	… 平成18年7月
回答人数	… 255人（回答率 25.5%）

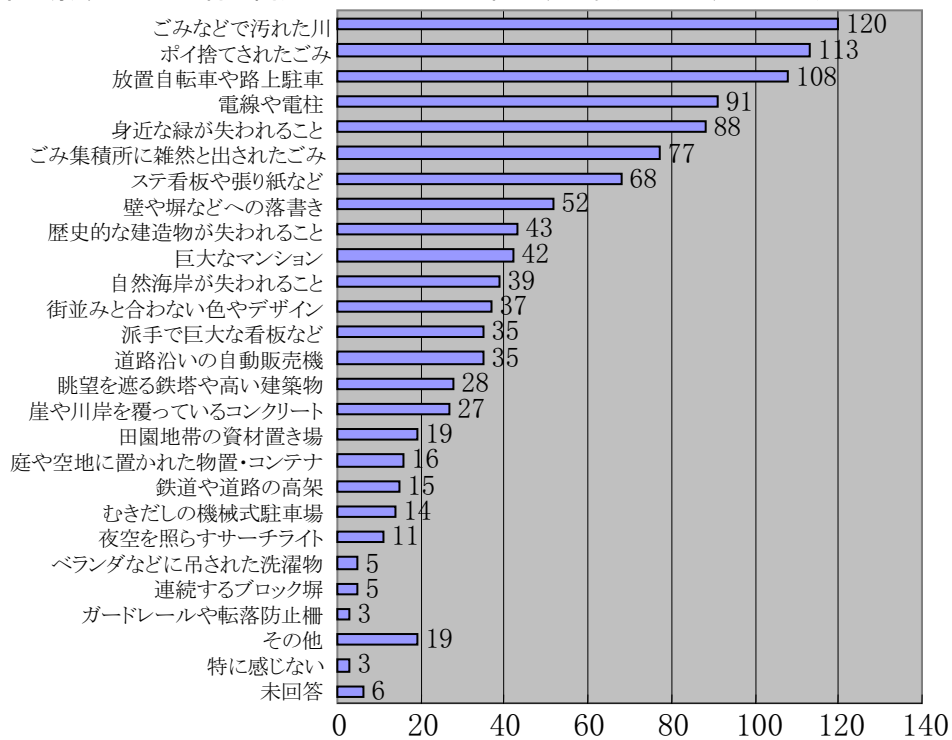
アンケートの結果から、次のような景観に対する意識が見て取れます。

- ・多くの市民は、住んでいる場所に関係なく、山手～関内～みなとみらい21地区に至る一帯を、港や異国情緒、歴史、都会的街並み等の景観的魅力によって、横浜の顔となる地区と認識している。
- ・同時に個々の市民は、身近な場所に魅力的な景観と思う場所がある。
- ・ごみ、違法駐輪・駐車、張り紙、落書きなどモラル低下によって問題と感じる景観が生じていると考えている。その結果、市民意識とモラル向上に関する取組が最も重要と考えている。

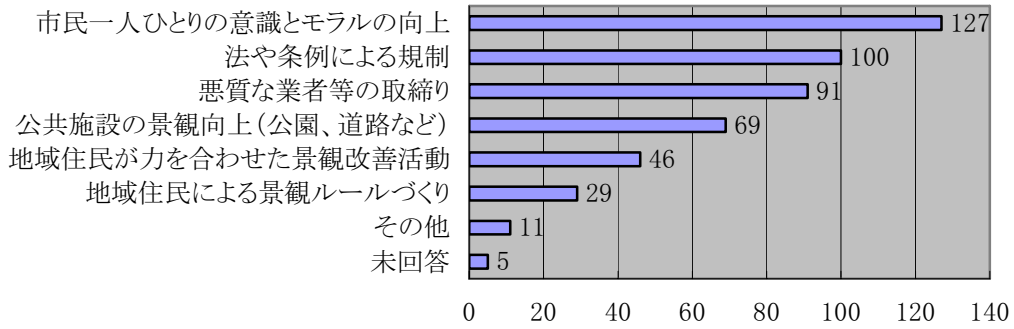
■ 横浜市の中で、あなたが特に魅力を感じる景観はどんな景観ですか。（5つまで選んで○）



■ 現在の横浜市の景観について特に問題だと感じることは何ですか。（5つまで選んで○）



■ 横浜市の景観をこれまで以上に良くする取組として、特に重要だと思うことは何ですか。(2つまで選んで○)



■ 横浜市中で、あなたが特に魅力を感じる景観として具体的に思い浮かぶ場所を記入して下さい。

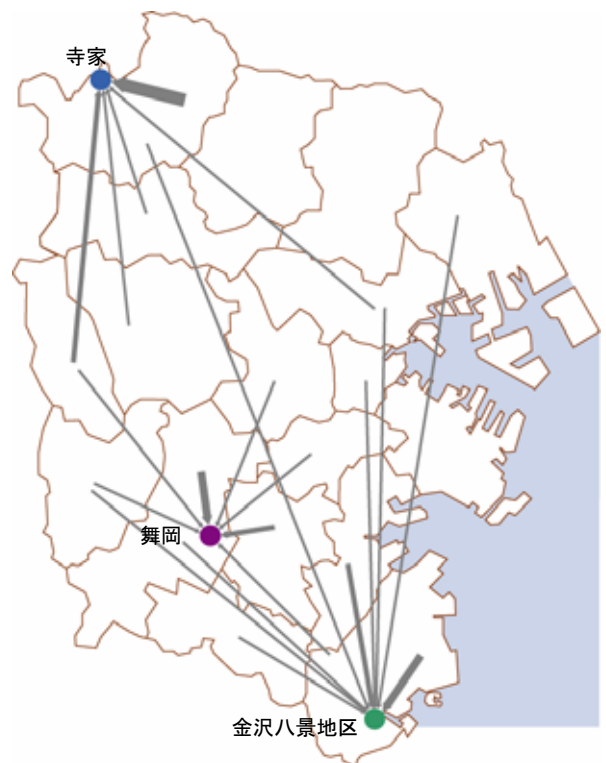


■ 魅力を感じる景観として支持した人の分布

*線の太さは人数に比例する

【みなとみらい】

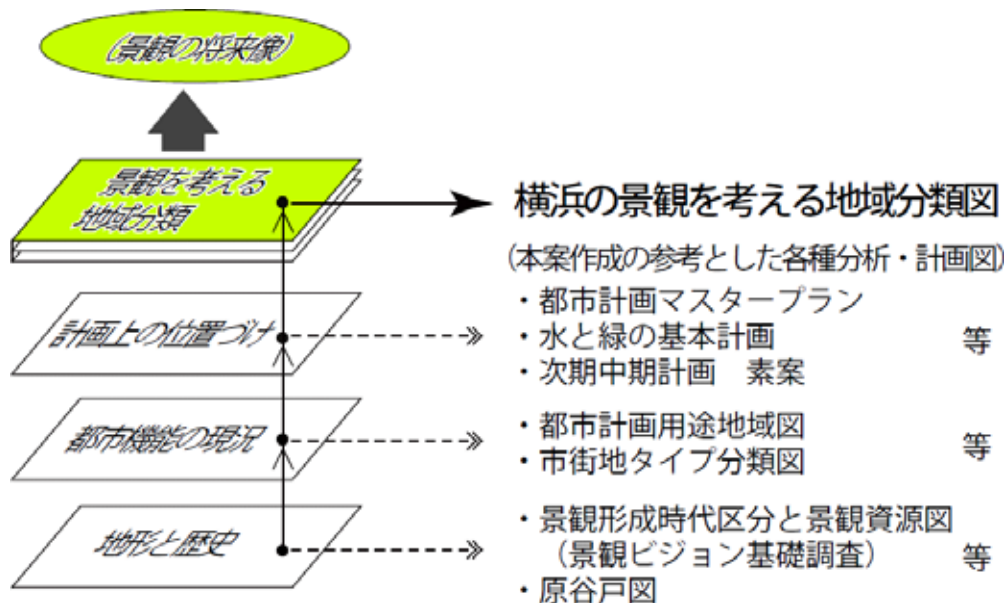
【寺家、舞岡、金沢八景】



2 景観を考える手がかり

地域の景観の将来について考え、個性的で魅力あるものとしていくためには、その場所の持つ「地形と歴史」、「都市機能の現況」、「計画的な位置づけ」といった、過去から現在、将来にわたる要素を意識することが大切です。

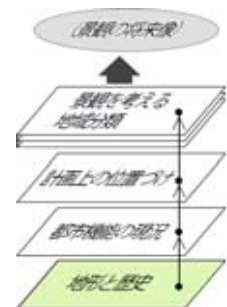
ここでは、各地域において、景観の将来像を考えるための手がかりとなるよう、市域のレベルでそれぞれの要素を見ていきます。また、それらを重ね合わせて、横浜の景観を考える地域分類を示します。



(1) 地形と歴史 —地形と歴史から景観資源を見いだす—

その土地が元来有する地形・自然などの土地柄と、歴史の中で育まれた暮らし、技術、文化などが生み出す景観は、現在の景観の「背景」と言えるものです。しかし、他の要素に埋もれて現在では見えにくくなっている場合もあります。

横浜市の地形は内陸部の多くを占める丘陵地・台地と谷戸、河川沿いに広がる低地、海岸沿いの埋立地などで構成されています。変化に富む地形の上に、時代ごとの様々な開発や、まとまりのある緑地等の保全など、現在の景観につながる資源等が積み重ねられてきました。

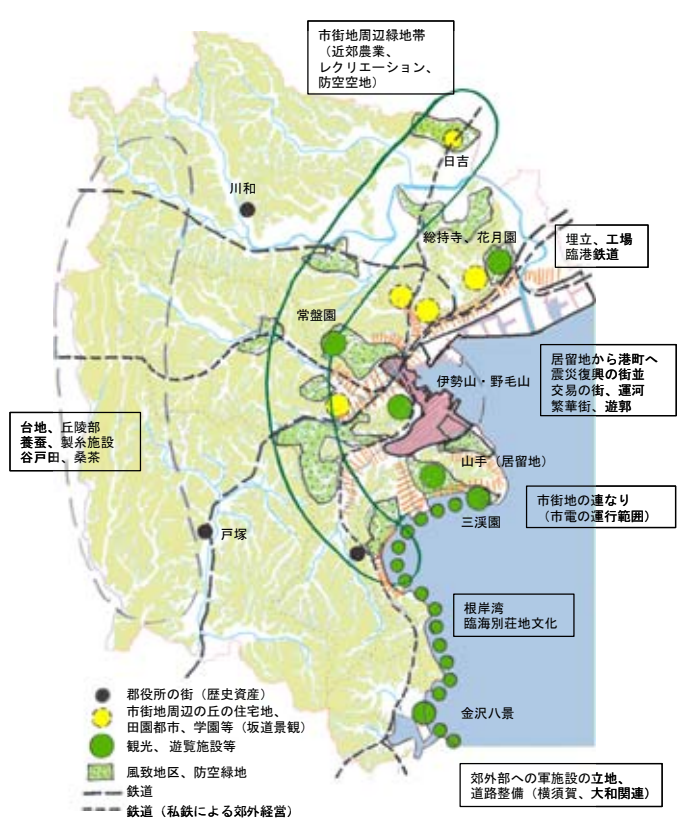


■参考図1：地形と景観形成の時代区分に見いだす景観資源（「横浜市景観ビジョン基礎調査」（平成17年度）より）

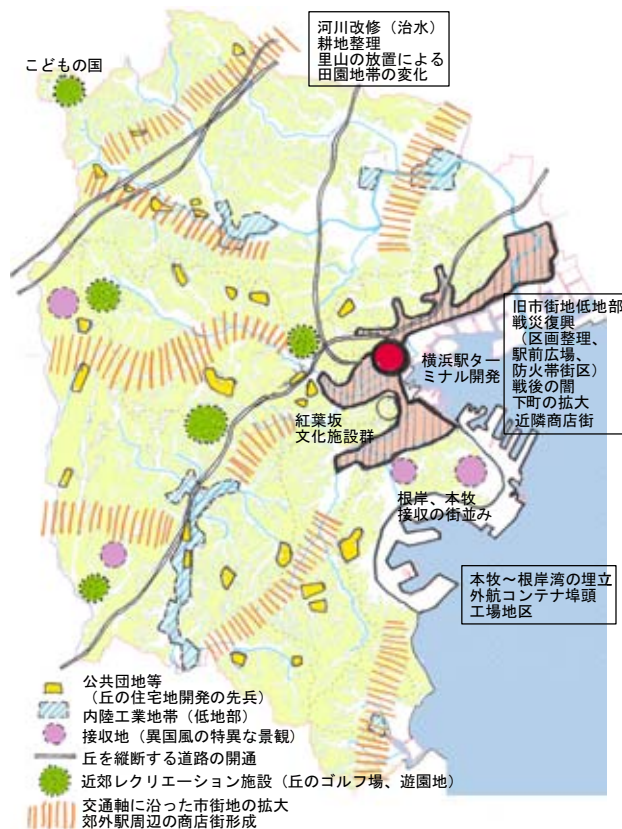
【Ⅰ：中世～開港】



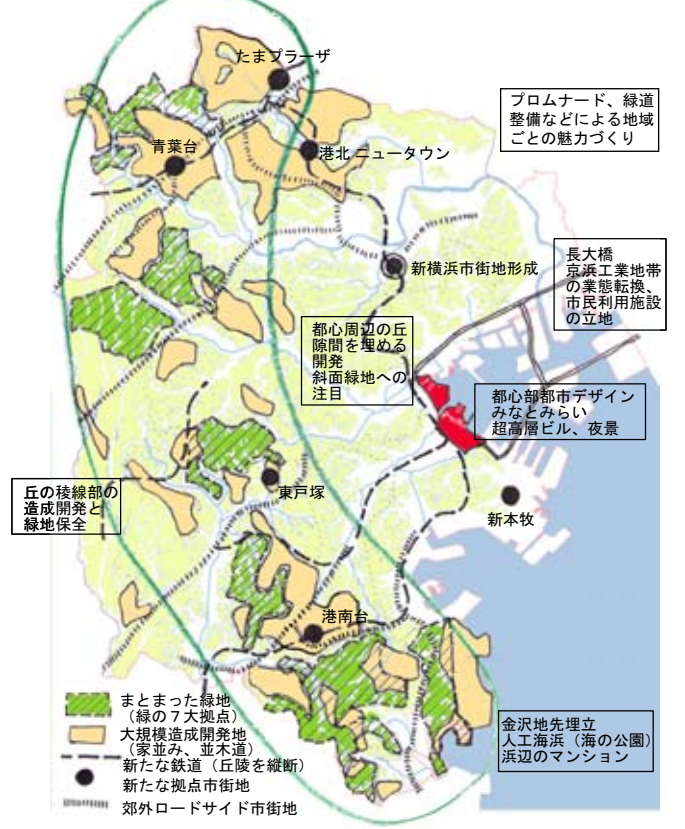
【Ⅱ：開港～終戦】



【Ⅲ：終戦～1970年頃】

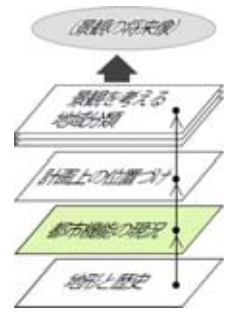


【Ⅳ：1970年頃～現在】

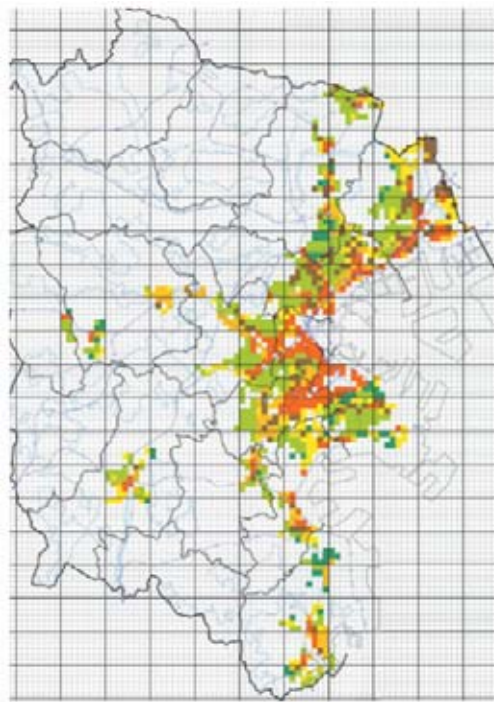


(2) 都市機能の現況 一人々の暮らしや活動が景観をつくります
 現在の暮らしやそれを支える都市機能が表す景観は、実際に目に見える要素としては最も大きなものです。

横浜では、地形や開発の時期、鉄道等の交通機関の立地などに応じて、様々な暮らしや産業が集積・分散し、住宅地、商業地、工業地、緑地等を形づくり、それぞれに人々の暮らしと都市活動に応じた景観が表れています。



■参考図2：市街地タイプの分類（「第三次住宅政策審議会答申」（平成18年3月）より）



- 旧市街地* (メッシュ数)
- ① 都心近接複合住宅市街地 (201)
 - ② 丘の上の低層住宅地 (73)
 - ③ 丘の上の中低層住宅地 (385)
 - ④ 高密複合市街地 (142)
 - ⑤ 駅周辺複合市街地 (153)
 - ⑥ 一般複合市街地 (162)

*昭和35年時点でD1D地区（人口集中地区：人口密度4000人/km2以上で、隣接する地区の人口の合計が5000人以上となっている地区）であった地区を旧市街地としています。



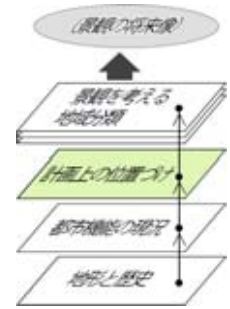
- 郊外、計画開発地等 (メッシュ数)
- ⑦ 郊外拠点駅周辺市街地 (55)
 - ⑧ 郊外駅周辺一般複合市街地 (492)
 - ⑨ 郊外低層住宅地 (509)
 - ⑩ 郊外中低層住宅地 (401)
 - ⑪ 郊外幹線道路沿道市街地 (404)
 - ⑫ 工業・準工業地域 (304)
 - ⑬ 区画整理地区 (606)
 - ⑭ 民間宅地開発地区 (345)
 - ⑮ 公的共同住宅地区 (290)
 - ⑯ 民間共同住宅地区 (328)

市街地タイプ	地区のイメージ
① 都心近接複合住宅市街地	・駅に近い商業地 ・店舗、オフィス等と住宅が混在 ・マンションを中心に戸建て住宅も混在
② 丘の上の低層住宅地	・丘の上の古くからある環境の良い低層住宅地
③ 丘の上の中低層住宅地	・丘の上の古くからある戸建て住宅や共同住宅が混在した中低層住宅地
④ 高密複合市街地	・高密な居住が行われている、古くからある住宅地
⑤ 駅周辺複合市街地	・駅に近接し、住・商が混在した市街地
⑥ 一般複合市街地	・駅から離れた混在市街地（面的なものが多い） ・居住密度が高い地区が多い
⑦ 郊外拠点駅周辺市街地	・郊外の駅前市街地（商業系地域）
⑧ 郊外駅周辺一般複合市街地	・郊外の駅周辺市街地
⑨ 郊外低層住宅地	・郊外の低層住宅地（計画開発以外）
⑩ 郊外中低層住宅地	・郊外で戸建て住宅等により形成された市街地 ・敷地規模がやや小さい
⑪ 郊外幹線道路沿道市街地	・郊外の幹線道路沿道の複合市街地
⑫ 工業・準工業地域	・工業地域、準工業地域内の住宅市街地
⑬ 区画整理地区	・区画整理で整備された住宅地 ・共同住宅が多く、借家の増加も多い
⑭ 民間宅地開発地区	・宅地分譲（建て売り）で開発整備された住宅地 ・戸建て、持家が多い（特化している）
⑮ 公的共同住宅地区	・公的な賃貸住宅・分譲住宅
⑯ 民間共同住宅地区	・民間の分譲マンション、賃貸マンション ・一部、公的な分譲住宅

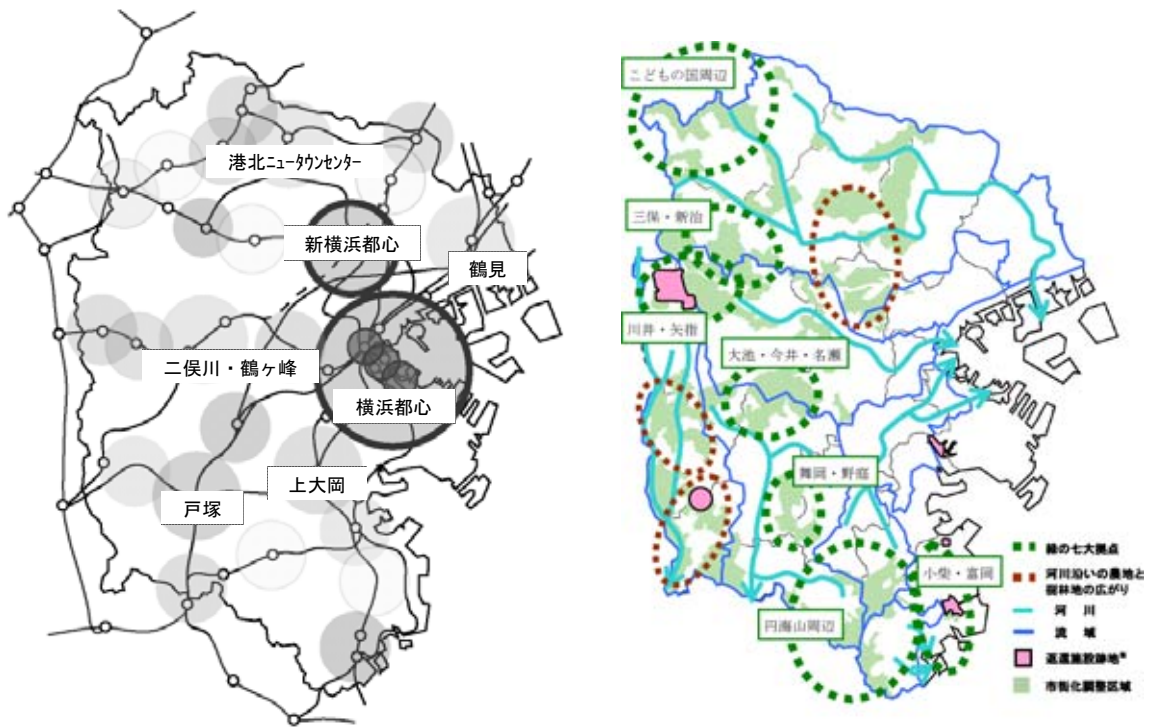
(3) 計画上の位置づけ — 将来の目標像による景観形成の可能性 —
都市の将来目標像における計画上の位置づけによって、特徴的な景観が形づくられる可能性を持った地区があります。

例えば、拠点と位置づけられた地区では、そのための都市整備等が行われることで、結果的に中心性や象徴性のある景観形成がなされることとなります。

横浜市では、中期計画などの中で都市の将来的目標像を示しています。そこに描かれた各地区の計画上の位置づけも、あるべき景観を考える上では重要な要素です。



■参考図3：中期計画における都市づくりの方向性（一部抜粋）（「横浜市中期計画」より）



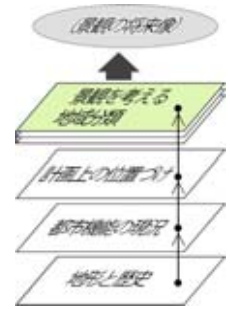
都市レベルのまちづくり
(横浜都心・新横浜都心・鉄道駅周辺)

水と緑のネットワーク
(骨格となる主な水・緑環境)

(4) 横浜の景観を考える地域分類

このように過去、現在、将来にわたる要素を重ね合わせることで、景観の将来像を考える手がかりが見えてきます。

ここでは、将来像を考える手がかりに共通性が見られる地域ごとに分類を行います。また、計画上の位置づけから魅力的な景観づくりに取り組むべき地区や、多くの市民に魅力的と認識されている地区を「特徴的な景観のある地区等」として示します。



■ 横浜の景観を考える地域分類図



3 景観をめぐる制度

良好な景観を形成していくためには、景観を対象とした制度だけでなく、関係する様々な制度と連携し、総合的な視点で取り組む必要があります。

(1) 景観形成を目的とした制度

平成16年に制定された「景観法」に加え、平成18年4月には「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」が施行され、規制誘導等の仕組みが整ってきました。

ア 「景観法」による制度

景観法は我が国初の景観に関する総合的な法律です。

景観法を活用することにより、建物を建てる時などに、そのデザインや形、高さなどのルールを定めることができます。また、届出・勧告制による緩やかな規制誘導から、認定による強い規制まで景観形成のための幅広い手法が整えられています。

イ 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」による制度

条例では、これまで横浜市が取り組んできた協議制によるまちづくりを継承し、魅力ある都市景観をつくるために、地区ごとに定めたガイドラインに基づき事業者と横浜市が創造的な協議を行う仕組みを設けています。

(2) 景観形成に関連するその他の制度

さらに、景観形成に関連する制度として、都市計画、まちづくりに関する法令、要綱等もあり、景観形成の目標の多様さに応じた活用が可能となっています。それらの制度と連携し、また、積極的に活用することにより、良好な景観形成を図ることができます。

※土地利用や基本的な建物の規模、緑の保全など景観形成に関連する様々な制度があります。

- ・都市計画法（区域区分、地域地区、地区計画等）
- ・建築基準法（建築協定等）
- ・風致地区条例
- ・屋外広告物条例
- ・中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例
- ・地域まちづくり推進条例
- ・開発事業の調整等に関する条例
- ・緑の環境をつくり育てる条例
- ・街づくり協議要綱
- ・市街地環境設計制度
- ・みなと色彩計画
- ・地域の自主的なまちづくりルール など

第3章 景観形成の方向性

—これからの景観づくりは市民を主役として地域ごとに取り組みます—

この章では、市民・事業者・行政で共有する長期的な景観形成の方向性を示します。

1 景観形成に取り組む姿勢

(1) 景観に対する意識の向上

地域の景観をより良くしていくためには、身近な景観資源の発見などをきっかけとして、より多くの人たちが身近な景観に関心を持つことが第一歩です。そこから発展して地域で共通の目標が見つければ、地域のルールとしていくことも可能です。

景観づくりのルール等があることによって、家を建替える場合などに、時として自らの行為に制限がかかることもあります。しかし、皆でルールを守り育てることにより、次の世代にも受け継がれる良好な景観を実現することができます。良好な景観により街の財産価値を高めることは、自分自身のためでもあるのです。

事業者は、新たな開発などの事業を行う場合には、地域の一員であることを自覚し、地域が育んできた景観や周囲の自然環境などに対する配慮が必要です。地域に快く迎え入れられる事業となれば、将来的な事業の発展につながります。

行政は、地域ごとの市民の主体的な景観づくりの取組や、景観に影響を及ぼすような事業に対して、全市的に良好な景観づくりを推進する立場から、適切な支援や指導を行う姿勢が求められます。また、公共事業の実施にあたっては先導的な役割を果たすことが求められます。(行政の取組については、第4章をご覧ください。)

(2) 多様な空間価値への配慮

良好な景観を生み出すためには、人間の五感や感性に訴えるものも大切な要素として配慮していく姿勢が求められます。また、安全性や利便性なども含めた都市空間に求められる様々な価値観に対して、総合的に配慮していく姿勢が求められます。

(3) 急激な景観の変化に対する配慮

近年、地域で景観の問題が取り上げられることが多くなりました。このことは、私たち市民の景観に対する関心が高まった表れとも言えます。地域で起こる景観問題は、急激な景観の変化によって起こる傾向があります。周辺に対して規模やデザインなどが著しく異なる建築物等を建てるなど、地域でよく話し合うことや、周辺景観との調和を図るなどの配慮が求められます。

2 テーマごとの景観形成の方向性

各地域において、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性をテーマごとに示します。

(1) 魅力的な街並みの形成

良好な景観形成を図り魅力的な街並みを創出するために、街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物高さ等周辺建物との連続性や後背地への影響に配慮し、個性的で調和のとれた街並みの形成を目指します。公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成に向けた先導的な役割を果たすことを目指します。

(2) 快適な歩行者空間の景観形成

歩道と建物敷地が一体となったゆとりある歩行空間、休息し憩える小広場、美しく誰もが使いやすいストリートファニチャーの設置、電線類の地中化等による無電柱化など、安全性に配慮した上で道路状況に応じた多様な工夫を行い、歩行者が心地よさを感じられる歩行者空間の景観形成を目指します。

また、歩行者が楽しめる仕掛けとして、沿道建築物のライトアップや歩道を活用したオープンカフェの実施など都市空間の演出による景観形成を目指します。

(3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成

都心部の歴史を伝える洋風建築、往時の暮らしぶりを偲ばせる古民家や洋館、都市発展の礎となった旧街道や橋梁・トンネルなどの土木構造物など、歴史的、文化的価値の高い建造物や史跡、生業や生活により形成された文化的景観などは、過去と現在を繋ぐ貴重な景観資源です。また、時を経て地域のシンボルとして親しみをもたれるに至った建物や記念物等も地域の個性となる景観資源と言えます。これらを保全活用し、景観的に生かしていくことを目指します。

さらに、周辺の街並み等についても景観的な配慮がなされることを目指します。

(4) 水と緑の保全と活用による景観形成

緑の七大拠点など、まとまった樹林地や農地はもとより、里山、川、谷戸、池、斜面緑地、街路樹、緑道、公園等の都市における水と緑は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な景観要素です。水と緑の持つその役割を生かし、私たちに潤いと安らぎをもたらす景観形成を目指します。

また、地区のシンボルとして親しまれている樹木等を生かした景観形成を目指します。

(5) 屋外広告物の景観的配慮

屋外広告物のうち、大規模な屋上看板や袖看板などは建築物と同様に街並み景観に大きな影響を与えます。その意匠・形態・色彩等について、また、音声や映像を使用した広告について、景観的な配慮がなされることを目指します。

(6) 生活空間の景観形成

放置されたごみや味気のないブロック塀、雑草だらけの空地、違法駐車や放置自転車など、身近な生活空間における景観の問題は、私たち一人一人の意識や行動が表れた結果です。一方、庭先をきれいに整える、塀を生垣にする、目の前の道路を掃除するといった行動は、周囲に良い影響を与えて、良好な景観づくりに発展する可能性を持っています。身近な生活空間における景観づくりでは、できることから行動を始め、それが発展して各地域において自主的な景観ルールづくりが盛んに行われるようになることを目指します。

(7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成

美しく整った景観が必ずしも「魅力的な景観」であるとは限りません。その土地、その場所にまつわる歴史や文化、人々の活動や交流は重要な景観の要素です。これらの景観要素を生かすことにより、街に対する想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成を目指します。

3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性

景観形成のテーマを踏まえ、「第2章 前提となる基本条件」の整理に基づき地区ごとの景観形成の方向性を示します。

(1) 地区ごとの個性を生かした景観魅力づくり

私たちが普段暮らしている地区の景観は、最も身近に感じられる景観であり、そこに暮らす人々の活動によってさらに魅力的な景観が創られる可能性を持っています。

地区ごとの個性を生かした景観魅力づくりの取組では、地区の景観資源の発見から、その保全又は活用の方向性についての検討、もしくは「悪い景観」に対する改善の方向性などが検討されると思います。景観形成の具体的な目標は地区ごとに違ってきますが、ここでは、地形や土地利用など基礎的な条件に共通性が見られる地域の分類ごとに、具体的な景観づくりの目標を考えるための方向性を示します。

ア 駅前・駅周辺

- ・活気のある街の雰囲気を生かした景観形成を目指します。
- ・街の玄関口として、その街の個性を象徴する景観形成を目指します。
- ・商業的賑わいと調和した秩序ある広告による景観形成を目指します。



イ 高密度な既成市街地

- ・商店街の賑わいや下町の温かみを感じさせる独特な街並みを生かした景観形成を目指します。
- ・建造物をはじめとする多様な歴史的資源に着目して、地域資源や旧街道などの歴史性を読み取り、それを生かした景観形成を目指します。



ウ 商工業・住居などが混在した市街地

- ・街並みや周辺環境との調和に配慮した建築による景観形成を目指します。
- ・建物等の形態の一部や色相などの統一による、街並みの景観形成を目指します。



エ 丘の上の住宅地

- ・港や市街地、遠景を望む眺望を生かした景観形成を目指します。
- ・魅力的な坂道を生かした景観形成を目指します。
- ・宅地内の庭木などの緑と斜面緑地を生かした緑豊かな景観形成を目指します。



オ 郊外部の一般住宅地

- ・街の成り立ちによって異なる地形や敷地、建物の特性に合わせ、快適な住環境と地域らしさをもたらす景観形成を目指します。
- ・建物等の形態の一部や色相などの統一による、街並み景観形成を目指します。



カ 計画開発による住宅地

- ・整った街並みと緑豊かな環境を最大限に生かし、地域コミュニティを育む景観形成を目指します。



(2) 横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区

工場地帯や河川など、広範囲または連続的に広がる景観は、市域の多様性を感じさせます。横浜の景観に深みや幅を与えるこれらの地区について、景観資源として積極的に活用することなどを目指し、その方向性を示します。

ア 臨海工業・物流地区

- ・臨海工業・物流地区の産業遺構を景観資源として活用することを目指します。
- ・工業施設が織り成すダイナミックな景観の活用を目指します。
- ・都心臨海部について横浜をイメージさせる代表的な景観とすることを目指します。
- ・船の見える活気のある景観形成を目指します。
- ・海から印象的な市街地が見られるような景観形成を目指します。



イ まとまった樹林地・農地、大規模公園等

- ・まとまった樹林地や農地については、広がりや潤いを感じさせる空間として評価し、景観資源としての活用を目指します。
- ・まとまった樹林地や農地の周辺地域については、自然的環境と都市的環境の共存が図られた魅力ある景観を目指します。
- ・丘陵部からの眺望の対象となる景観資源としての活用を目指します。



ウ 河川

- ・ 連続したオープンスペース等を地域資源として生かせるよう、その周辺部を含めて良好な景観形成を目指します。



エ 幹線道路沿道

- ・ 過度に目立ちすぎる、道路沿いの大型店舗の色彩や屋外広告物について、周辺の環境に配慮された景観形成を目指します。



(3) 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区

横浜市内には、いわゆる観光名所ではないものの、多くの市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区がいくつかあります。それらの地区は、樹林地・農地や歴史的資産などの地域資源を生かすことにより地域において魅力的な景観が創られることを示す実例となっています。今後ともこの景観を維持保全し、さらに高めていくことを目指し、その代表的な事例について方向性を示します。

ア 寺家ふるさと村周辺地区

- ・水田や樹林地が一体となり、農村の歴史的景観を守り続けているふるさと村の雰囲気を生かした景観形成を目指します。



イ 舞岡ふるさと村周辺地区

- ・ふるさと村や舞岡公園では、水田や樹林地を一体的に保全し、さらに古民家を移築するなど、積極的に農村の歴史的景観を形成しており、これらの雰囲気を生かした景観形成を目指します。



ウ 金沢八景・金沢文庫周辺地区

- ・鎌倉文化を受け継ぐ景勝地であり、趣のある街並みなど歴史的景観を生かした景観形成を目指します。
- ・地区の豊かな緑や水辺を生かした景観形成を目指します。



(4) 横浜の顔となる地区

みなとみらい21地区や関内周辺地区など「横浜の顔となる地区」の景観は、市民が横浜らしさを感じ、誇りに思う拠り所の一つになっています。また、横浜を訪れる観光客をはじめとする他都市の方々に横浜を印象付ける景観でもあります。これらの地区において、これまでの蓄積により形成されてきた魅力的な景観を生かして、多くの人々が訪れる場所にふさわしい景観を創っていくことを目指し、その方向性を示します。

ア 関内周辺地区

- ・ 港や山手の丘からの魅力的な眺望に配慮した景観形成を目指します。
- ・ ゆとりと賑わいのある歩行者空間の創出による良好な景観形成を目指します。
- ・ 海辺から街を眺める眺望点の創出や、港に面した建物の設えなど、港からの眺望を意識した街並み形成を目指します。
- ・ 街中から港や歴史的建造物が見通せる景観形成を目指します。
- ・ 歴史的建造物を景観資源として保全活用し、開港以来の歴史と文化の蓄積を感じることができる景観形成を目指します。
- ・ 商店街などの活発なまちづくり活動と連携した景観形成を目指します。
- ・ ライトアップなど、都市空間の演出による魅力的な景観形成を目指します。



イ 山手地区

- ・ 海からの眺望の背景となる山手の崖線の緑地を生かした景観形成を目指します。
- ・ 港の見える丘公園などから港への眺望に配慮した景観形成を目指します。
- ・ 居留地時代から継承されてきた、ゆとりある敷地と豊かな緑をもった街並みの継承を目指します。また、地区の特徴的な樹木といえるヒマラヤスギの保全を目指します。
- ・ 西洋館などの歴史的建造物を保全し、歴史を感じられる景観の形成を目指します。
- ・ 西洋館などの特徴的な施設を持つ緑豊かな公園と、それらを結ぶ石畳の山手本通りが醸し出す異国情緒を、ゆっくり歩いて楽しむことができる歩行者空間の形成を目指します。
- ・ 商業施設の立地や屋外広告物の掲出を最小限にとどめ、住環境にも配慮した景観形成を目指します。



ウ みなとみらい21地区

- ・横浜の顔として、中央地区の近未来的なイメージと新港地区の開港の歴史的イメージの対比を生かした景観形成を目指します。
- ・海や周辺地区からの眺望を意識した建物の配置によるスカイラインの形成を目指します。
- ・海に向かって見通しを確保するとともに、各建物の建て方の工夫によって、街の中のどこからも海や港が感じられることを目指します。
- ・個々の建築物が過度に主張しあうことのないよう、地区ごとに質感や色彩について調和の取れた景観形成を目指します。
- ・活力ある都市活動を象徴する、夜景の演出を目指します。



エ 横浜駅周辺地区

- ・横浜の中心的な交通結節点となっている横浜駅の周辺としてふさわしい、風格と賑わいのある景観形成を目指します。



オ 新横浜駅周辺地区

- ・新幹線停車駅であり、初めて横浜を訪れる多くの来街者に横浜らしい印象を与えるにふさわしい、品格と賑わいのある景観形成を目指します。
- ・快適な歩行者空間の創出と周囲の緑を生かした景観形成を目指します。



第4章 景観形成に関する行政の主な取組

－当面5か年で、ここから取り組みます－

良好な景観形成を行うための行政施策には、景観に影響を与える行為に関する規制・誘導や、景観形成に関する事業の実施や調整、市民意識等を高めるための普及啓発等があります。

地区の課題や目標に対応して景観づくりの考え方を定め、地区における市民の取組など、様々な取組を重ね合わせて、持続的に推進することにより、良好な景観形成を実現することを目指します。

ここでは、様々な施策のうち、当面5年程度の間で、横浜市が取り組む主な施策について示しています。

1 規制・誘導

景観に影響を与える行為について適切に規制・誘導等を行うことは重要です。全市域や一定の地区で基本的な水準を確保するためのルールや、特定の地区についてさらに魅力を高めるための創造的なルールを策定し、運用します。

(1) 基本的なルール

地域の自主的な協定等によってつくられてきた景観を維持することや、新たな景観づくりを行うため、景観法を活用して、景観形成に関する基本的なルールを定めます。

基本的なルールとしては、全市民で共有される価値観を実現するためのもの（全市域を対象とした基本的なルール）と、地区の住民が大切にしたい価値観や目標を実現するためのもの（地区ごとの基本的なルール）を定めます。これにより、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成が可能となります。

ア 全市域を対象とした基本的なルール

全市域を対象とし、次のような行為について景観法の景観計画を活用して、届出・勧告等の規制を行います。

- ・街並み景観に大きな変化をもたらす行為（一定規模・高さ以上の建築等）
- ・緑の景観資源（斜面緑地・景観重要樹木等）に影響を与える行為
- ・歴史的景観資源（景観重要建造物等）に影響を与える行為

イ 地区ごとの基本的なルール

大切にしたい価値観や景観形成の目標、対象とする行為を定めます。ルール化にあたっては、景観法の景観計画のほか、景観協定、地区計画や地域まちづくり推進条例など、各種制度の中から、ふさわしいものを選び、積極的に活用します。

また、市街地環境設計制度などの活用機会を通じて、定めたルールの実現に向けた計画誘導を推進します。

(2) 創造的なルール

都心部等の横浜の顔となるような地区などにおいては、街の魅力を一層高めていくために、景観についてさらにきめの細かい配慮が必要です。

そのため、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」を活用して、街の賑わいの創出や歴史性・物語性の継承などの定性的な事項も含め、地区の特性に応じたガイドラインを定めます。そして、同条例や、都心機能誘導地区における市街地環境設計制度といった誘導制度などを通じて、ガイドラインに基づき事業者と行政等が話し合いや相互提案といった創造的な協議を行い、より質の高い景観形成を図ります。

2 景観形成に関する事業の実施と調整

事業を実施する主体に対する規制・誘導に加えて、良好な景観形成のために行政自らが景観形成事業に取り組みます。

(1) 歴史的・文化的建造物保全事業～地区で親しまれている建造物を活用しながら残す

これまで、歴史を生かしたまちづくりの取組は主に第2次世界大戦以前のものを対象に進めてきましたが、終戦後60年以上を経過し、戦後の建造物や街並みの中にも、長い年月を経て、地域の景観資源として親しまれているものがあります。今後は、それらについても市民の意見を踏まえつつ、必要に応じて保全の取組を進めます。

また、保全の手法についても、取得や助成制度に加えて、借り上げ制度やトラストなどの導入とともに、地区住民等に活用されながら保全されるような仕組みを検討します。

(2) 都市景観の演出事業～景観資源の魅力を引き出す

ライトアップや色彩の工夫などにより建造物等の持っている魅力を一層引立たせる取組や、オープンカフェや文化芸術活動の場として公共空間や遊休施設等を活用する取組など、既存の施設等を活用し景観資源としての魅力を引き出す演出事業を展開します。

(3) 公共施設のデザイン調整～市の事業において景観へ配慮する

景観の重要な要素となる道路、河川、学校、公園等の公共施設の建設や大規模な改築、及び公共施設への広告物の掲出といった公共空間の景観に影響を与える事業を行う際には、地区の特性を踏まえて、周辺の景観に調和し、良好な景観形成に資するものとなるようデザインの調整を行います。また、財源確保やコスト等の課題にも取り組みます。

3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成

良好な景観形成は、行政が主体となった取組や民間事業者の建築行為等の規制・誘導のみでは実現されません。身近な景観をより良いものとしていくために必要な市民一人一人の行動や市民・事業者・行政の協働した取組が一層進むよう、良好な景観形成を支える市民意識等の醸成に向けた取組を進めます。

(1) 市民活動との協働

地区の特性に合った景観や良好な居住環境を維持し、育てていく活動が日ごろから行われるよう、地域まちづくり推進条例等による、情報提供、相談、専門家派遣、財政的支援などを通じて持続的な組織づくりに向け協働した取組を行います。また、景

観形成に積極的に取り組む市民の活動を支援し、行政職員の育成も行います。

(2) 良好な景観形成に対する表彰

景観への配慮に関する市民への啓発効果や事業者の意欲を引き出す効果が得られるよう、良好な景観形成に貢献した建築物等を対象とした表彰を行います。表彰に当たっては、建物等の単体の美しさを重視するのではなく、周囲の街並みや環境との関係性のよさを重視し、地区の良好な景観形成への貢献を評価することとします。

(3) 景観に関する情報提供・意見募集

市民と行政が景観について共に考えたり、活動を始めるきっかけとなるよう、まちづくり等に関する情報提供や意見募集を積極的に行います。また、地区で共有できる景観資源（大切にしたいビューポイント、美しい街並み等）について市民との協働により情報を収集し、提供していきます。

巻末資料 1 : 「(仮称)横浜市景観ビジョン検討会」による 16 の着眼

景観ビジョンの検討にあたり、公募委員による「(仮称)横浜市景観ビジョン検討会」を設置しました。検討会では、横浜の景観の現状と将来像について、委員と市職員とが一緒に調べ、一緒に考えました。全6回の検討会を通じて、委員からは「幅広い対象を景観として捉えるべき」ことなど多くの有益な提案をいただきました。

また、検討会では、各委員が「気になる景観」(良い景観、改善を要する景観、感動した景観、懐かしい景観など)について取材し、それをもとに検討を行いました。その議論の全てを網羅するものでは

① 海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する

- ・海から丘を望む視点を確保する
- ・背景となる緑の崖線を維持・育成する



② 港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす

- ・港から都心部へと流れる港町の空間構成をさらに明確にする
- ・洒落た国際的センスに満ちた街並みを創り続ける
- ・開港以来の歴史を示す土木や建築遺構を保全・再生・活用する



③ 低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす

- ・坂道での変化ある景観を魅力的にする
- ・眺望点を確保する



④ 広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす

- ・川沿いを行き交い、内陸部と港(海)をつなぐ
- ・河口部の独特の広がり維持する



⑤ 潤いを感じられる水辺空間をつくる

- ・柔らかく自然味豊かな水際を再生する
- ・周囲のまちから水面まで連続した空間を生み出す



⑥ 下町の営みの蓄積・界わい性を生かす

- ・蓄積した営みの足跡を伝える
- ・ヒューマンスケール(五感に訴える、など)にマッチしたデザインを蓄積する
- ・意外性や奥行きのある界わい構造を維持する



⑦ 営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる

- ・商品と道行く人(買い物客)が主役の街並みを形成する
- ・買い物以外の心地よい時を楽しめる空間を組み込む



⑧ スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる

- ・産業遺構をその場に刻む
- ・機械の持つエネルギーや機能美を新しい風景の中で生かす
- ・工場地帯などの産業風景を間近に目にする場所を生み出す



ありませんが、大切にしたい・生かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性などについて「16の着眼」として抽出・整理したものを以下に示します。これらの着眼は、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなると考えます。

（検討期間：平成17年11月～平成18年2月、委員構成：公募による市民13名）

⑨ 自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす

- ・様々な生き物が生息する谷戸や里山の環境を保全する
- ・地産地消を進めることなどにより農の環境・景観を維持する



⑩ 村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす

- ・神社仏閣の佇まいを地域の暮らしの中で繋ぐ
- ・古い街道筋に残る歴史の足跡を新たな景観づくりの中で生かす



⑪ 新興市街地に新たな歴史を積み重ねる

- ・一軒一軒のライフスタイルが表出する街並みを育てる
- ・多くの時間をかけて創り出した優れたものを大切にする



⑫ まとまった緑の空間を保全する

- ・横浜の屋根空間を構成する深い森や一面の畑地の環境・景観を保全する



⑬ 何気ない生活空間をきれいに保つ

- ・市民自らが、自らの家の前から景観形成を始める



⑭ 品の良いエレガントなまちをつくる

- ・公共性の高い要素、施設、空間に気配りのきいた質の高いデザインを施す



⑮ マイナスの景観要素を取り去る

- ・街並みに調和しない余分な景観要素をなくす



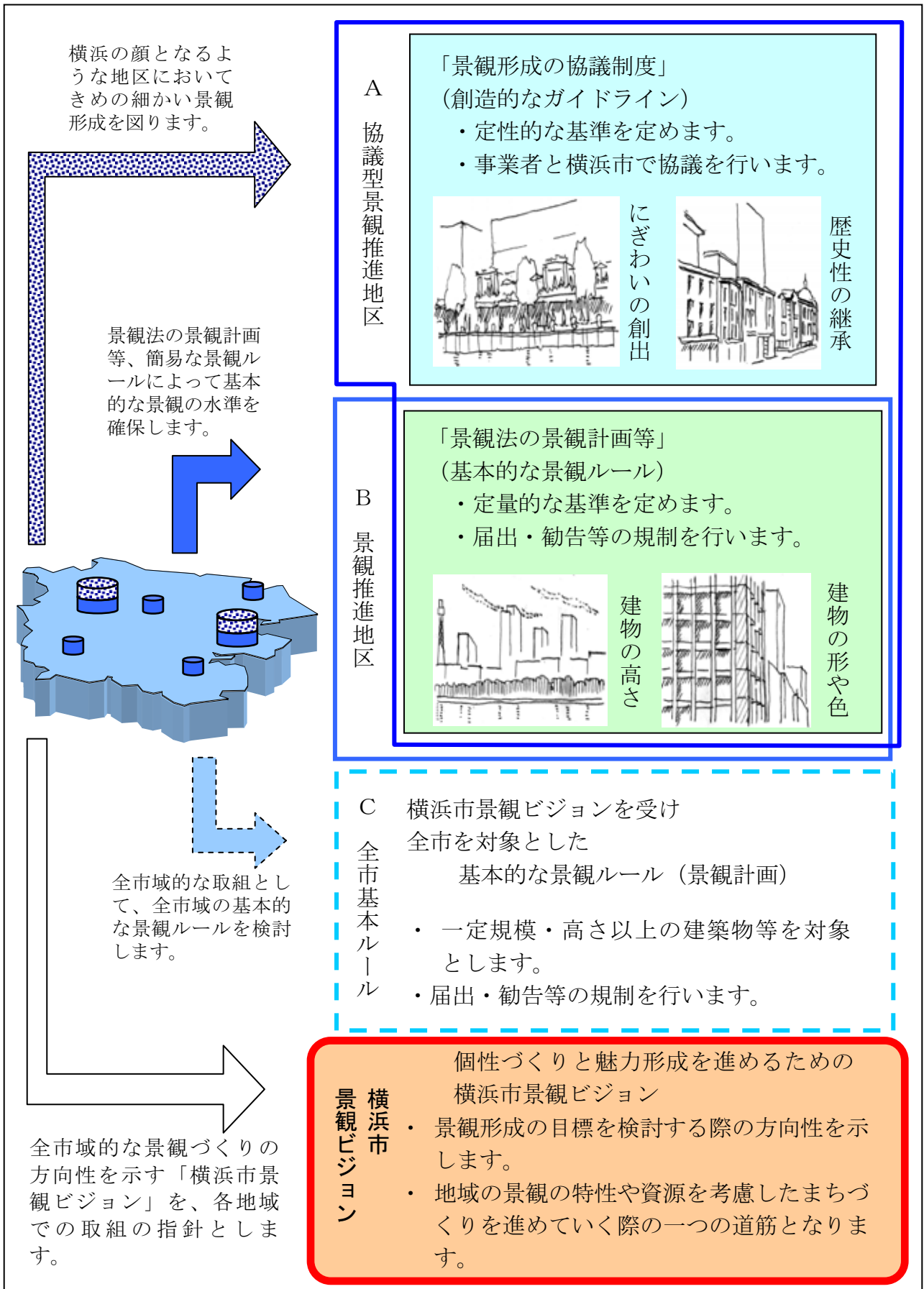
⑯ 景観の大切さを人々に伝える

- ・子どもたちへ景観の大切さをきちんと教える機会を増やす
- ・地域において共有すべき景観資源の発掘に努める
- ・好ましく目標とすべき景観像を具体的に描いていく

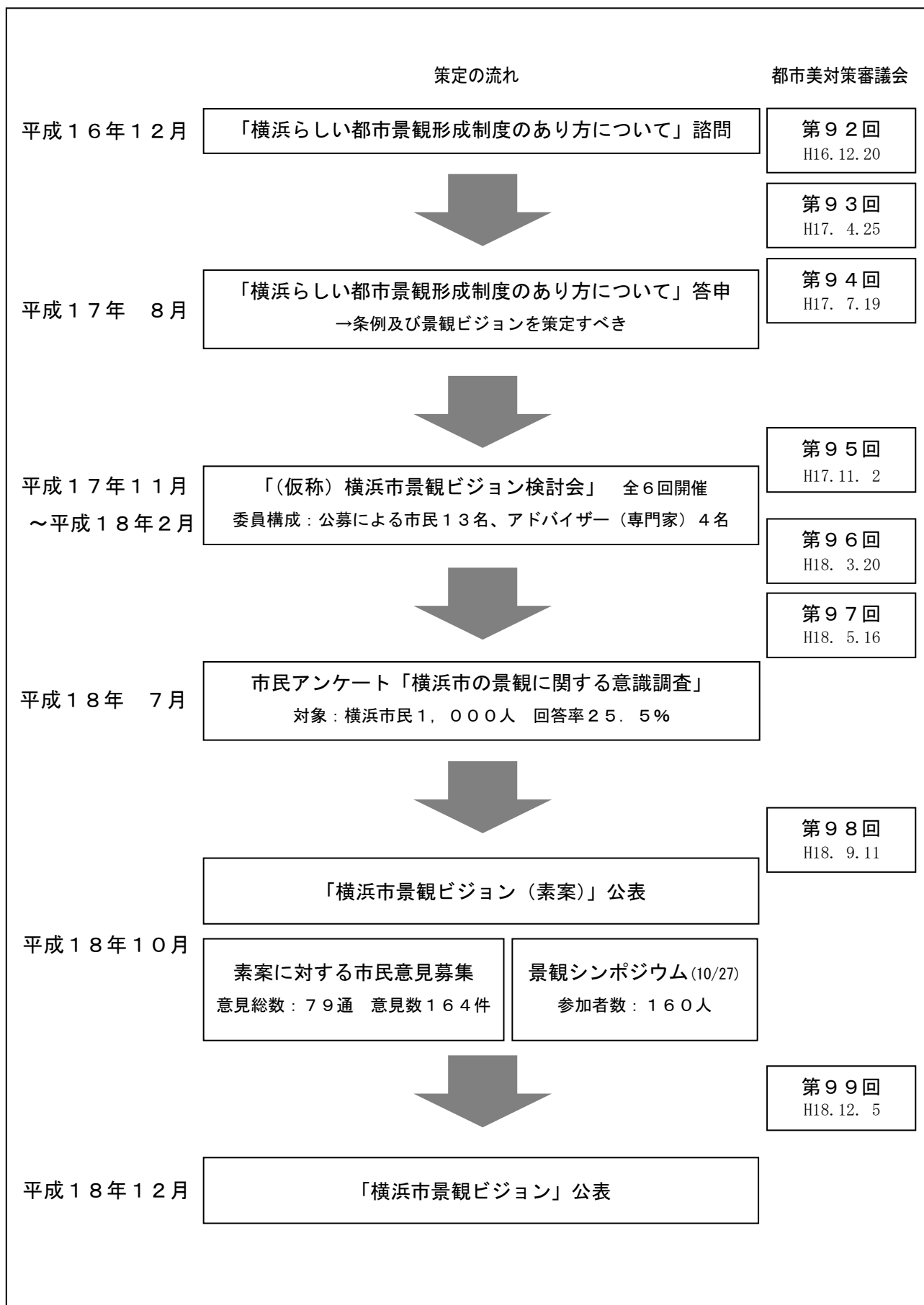


巻末資料 2 : 横浜市の景観制度と景観ビジョン

景観づくりを進めるための制度として景観法・景観条例があります。景観ビジョンは、今後、景観制度等を活用して景観づくりを進める上での基本となるものです。



巻末資料 3 : 「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯



巻末資料4：横浜市都市美対策審議会、(仮称)横浜市景観ビジョン検討会名簿

横浜市都市美対策審議会名簿

会 長	岩村 和夫	武蔵工業大学環境情報学部教授 (環境デザイン)
委 員	卯月 盛夫	早稲田大学教授 (都市デザイン)
〃	大方 潤一郎	東京大学工学部教授 (都市工学)
〃	齋藤 裕美	株式会社SOHO代表取締役 (空間デザイン)
〃	並木 直美	株式会社並木設計代表取締役 (ランドスケープアーキテクト)
〃	山崎 洋子	作家
〃	吉田 鋼市	横浜国立大学大学院工学研究院教授 (建築史)
オブザーバー委員	北沢 猛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 (都市デザイン)・横浜市参与

(仮称)横浜市景観ビジョン検討会名簿 (平成17年11月～平成18年2月)

委 員	明石 詩子	
〃	石渡 雄士	
〃	伊藤 博隆	
〃	河辺 哲雄	
〃	菊池 威	
〃	黒田 和司	
〃	嶋野 弥名	
〃	白濱 力	
〃	鈴木 勲	
〃	鈴木 淳	
〃	立川 由紀	
〃	田中 大策	
〃	山田 裕子	
アドバイザー	並木 直美	横浜市都市美対策審議会委員
〃	鈴木 伸治	関東学院大学助教授 (現 横浜市立大学準教授)
〃	北沢 猛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 (都市デザイン)・横浜市参与
〃	国吉 直行	横浜市都市整備局エグゼクティブアーバンデザイナー

平成18年12月発行
横浜市 都市整備局 都市デザイン室
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電 話 045(671)2023
ファックス 045(663)3415
横浜市広報印刷物登録第180477号 類別・分類 B-JJ070